



富士市告示第 46 号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定並びに法第4条第2項の規定に基づく規制基準を次のとおり定め、法第6条の規定により告示する。

なお、関係図面は、富士市環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月29日

富士市長 鈴木 尚

1 法第3条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域

法第3条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域は、都市計画法（昭和43年法律100号）の規定による市街化区域、市街化調整区域及び旧富士川町の都市計画区域外の区域とし、別表第1に掲げるところにより区分する。

2 法第4条第2項各号の規定により定める規制基準

1に規定する地域に適用される事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の規制基準は、次に掲げるところとする。

- （1）法第4条第2項第1号に定める規制基準は、別表第2のとおりとする。
- （2）法第4条第2項第2号に定める規制基準は、別表第2に掲げる規制基準の値を基礎として、同表の規制基準に係る区域の区分ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
- （3）法第4条第2項第3号に定める規制基準は、別表第3のとおりとする。

別表第1：規制基準に係る区域の区分

区 分	地 域
第1種区域 (臭気指数区域)	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域 (臭気指数区域)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、旧富士川町の都市計画区域外の区域
第3種区域 (臭気指数区域)	工業地域、工業専用地域

別表第2：法第4条第2項第1号に定める事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

規制基準に係る区域の区分	規 制 基 準
第1種区域	臭気指数10
第2種区域	臭気指数13
第3種区域	臭気指数15



別表第3：法第4条第2項第3号に定める事業場から排出される排出水の規制基準

規制基準に係る区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数2.6
第2種区域	臭気指数2.9
第3種区域	臭気指数3.1

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成20年富士市告示第187号は、平成23年**3**月**28**日限り廃止する。

区域名	規制基準
富士市第一種区域	臭気指数2.6
富士市第二種区域	臭気指数2.9
富士市第三種区域	臭気指数3.1

項目	規制基準
臭気指数	2.6
臭気指数	2.9
臭気指数	3.1